



ま す な

まち
あなたと行政とをむすぶ“情報誌”



鬼は～外、福は～内!!

ぽっぽ学級「節分の会」
(2月2日、田上町公民館)

<目次>

確定申告はお早めに.....	2 ~ 3
要介護認定を受けている方の障害者控除 ほか…	4
「児童福祉」ご存知ですか.....	5
ふるさと田上会.....	6 ~ 9
町職員の給与を公表します.....	10~12
平成19年度 町の水質検査計画.....	13
たうん情報.....	14~15
お知らせ ほか.....	16~

2

2007 NO.447
(平成19年)

「税金はみんなを支える 大きな力」

(平成18年度税に関する標語 関東信越国税局長賞 佳作 田上中3年 坂上あこさんの作品)

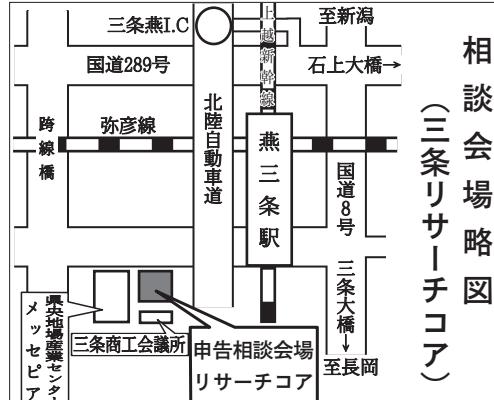
所得税の確定申告と町県民税の申告の時期になりました。申告の準備はお済みですか？
町と税務署では、皆さんの申告のお手伝いをするため納税相談を行います。お気軽にご相談ください。

▼役場での相談

相談会場	相談日	受付時間
役場1階町民課 となり会議室	2月16日(金)～ 3月15日(木) ※土日を除く。	(午前) 8時30分～11時30分 (午後) 1時～4時30分

▼税務署による相談会

相談会場	相談日	受付時間
三条リサーチコア 6階(県央地場産 センターとなり)	2月1日(木)～ 3月15日(木) ※土日祝祭日を除く。	午前9時～午後4時 ※正午～午後1時は申告相談は 行いませんが、申告書の受付 と用紙の配布などは行います。



～農業所得を申告する方～

農業所得を申告するすべての方は、今回から『収支計算』で申告していただくことになっています。

しかし、小規模農業経営者(*)に限っては、『簡易申告(アンケート)方式』でも申告できることとしました。過去の資料をもとに、該当すると思われる方には簡易申告書をお送りします。簡易申告書が送られてこないが、小規模農業経営者であるという方はお申し出ください。

簡易申告方式を選択される方は、所得税の確定申告書(または町民税・県民税の申告書)と一緒に簡易申告書を提出してください。その場合、他の所得との損益通算はできません。

*『収支計算』で申告される方は、減価償却費などを事前に計算してから会場へお越しください。相談時間短縮と1人でも多くの方の相談を受け付けるため、ご協力をお願いします。

*農地を所有しているが、耕作は委託しているという方は、不動産所得として申告してください。

*小規模農業経営者

前年の農業収入額(自家消費分を含む)が100万円未満、あるいは水稻作付面積が50アール未満の方

確定申告をすれば
税金が戻ります！

町県民税～申告が必要な方～

次の①～③に該当する方を除き、申告してください。

◇平成18年中、

- ①所得が給与所得のみの方
- ②所得が公的年金等に係る所得のみの方
- ③配偶者控除、扶養控除等の対象となっていて収入のない方

※所得税の確定申告書を提出した方は、町県民税の申告書を提出したものとみなされますので、提出の必要はありません。

※申告が必要と思われる方には、申告書をお送りします。お手数でも必要事項にご記入の上、期間中に役場町民課(税務係)へ提出してください。

※詳しくは、2月9日(金)以降に回観する『平成19年度分町民税・県民税の申告について』をご覧ください。

所得税～確定申告が必要な方～

◆事業所得・不動産所得などがある場合

平成18年中の各種所得が、基礎控除や扶養控除など各種所得控除額の合計を超える方。

◆給与所得者(サラリーマン)の場合

◇平成18年中の給与収入額が2,000万円を超える方。

◇給与を受けている方で、給与所得や退職所得のほかに、20万円を超える所得(農業所得など)がある方。

◇2か所以上から給与の支払を受けている方で、年末調整しなかった給与収入額と、給与・退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える方。

- ◇平成18年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった方。
- ◇給与所得者で、住宅借入金特別控除や医療費控除などを受ける方。
- ◇所得が公的年金のみで、医療費控除や社会保険料控除などを受ける方。
- ◇予定納税をした合計額が、確定申告納税額より多い方。
- ◇報酬などを源泉徴収された方で、所得税のかからない方。

～確定申告は、自分で書いて郵送などで早めに提出を～



申告期間は

2／16（金）から

3／15（木）まで

役場での相談会は、土地等の譲渡所得を申告される方が多く、時間がかかることが予想されます。お急ぎの方は、税務署による相談会（三条リサーチコア）をご利用ください。

ご協力をお願いします

住所・氏名・生年月日など、自分でわかるところはできるだけ記載した上で、お早めにお越しください。
確定申告の際に必要な書類などは以下のとおりです。忘れずにご持参ください。

◇共通して必要なもの

- ①平成18年分の源泉徴収票（原本）
- ②印かん
- ③ボールペン
- ④電卓などの計算器具
- ⑤還付金の振込先になる通帳（申告者本人名義）
の金融機関名、口座番号がわかるもの

◇その他必要なものなど

- ⑥社会保険料の支払額がわかるもの（国民年金保険料等にかかる社会保険料控除証明書および国民健康保険等の支払額）
- ⑦生命保険、損害保険の所得控除証明書（給与所得者で勤務先に提出している場合は不要）
- ⑧配偶者・配偶者特別控除、扶養控除の適用を受ける方は、配偶者等の所得金額がわかるもの

住宅借入金等特別控除

- ①住民票の写し
- ②家屋の登記簿謄本または抄本（登記事項証明書）
- ③請負（売買）契約書で家屋の取得価格・取得年月
日が明らかになっている書類の写し
- ④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ⑤増改築の場合は、建築確認通知書の写し、検査済
証の写し（または建築士の増改築等証明書）
- ⑥住宅ローン等を含む敷地等の購入に係るローンな
どについてこの控除の適用を受ける場合は、その
敷地等の登記簿謄本または抄本（登記事項証明書）、
その敷地等の分譲に係る契約書などで取得価格・
取得年月日などが明らかになっている書類の写し
※家屋が共有で、借入金の年末残高が共有者それぞ
れ（連帯債務）にある場合には、添付書類は各人
分が必要です。

医療費控除

- ①平成18年中に支払った医療費の領収書（必ず合計金額を計算してきてください。）
- ②医療費に補てんされた金額がある場合は調べてきてください。
(高額医療費の補てん、生命保険入院給付金など)

問い合わせ：

三条税務署 ☎32-6213
役場町民課（税務係） ☎57-6115

国税庁ホームページから、申告書や決算書等の作成ができます。

<http://www.nta.go.jp>

「確定申告書作成等コーナー」から

要介護認定を受けている方の障害者控除について

身体障害者手帳などをお持ちであれば、所得税の確定申告や町県民税の申告で、障害者控除を受けることができます。

また、65歳以上で介護保険の要介護認定を受けている方で、手帳をお持ちでない方でも申請により、障害の程度が「障害者控除対象者」に準ずるとして認められる場合には、町から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることにより、障害者控除の対象となる場合があります。申請について、不明な点はお問い合わせください。

雜 損 控 除	⑩
医 療 費 控 除	⑪
社会保険料控除	⑫
小規模企業扶助等掛金控除	⑬
生命保険料控除	⑭
損害保険料控除	⑮
寄付金控除	⑯
寡婦、寡夫控除	⑰
勤労学生、障害者控除	⑱
配偶者控除	⑲
配偶者特別控除	⑳
扶養控除	㉑
基礎控除	㉒
合 計	㉓
	0 0 0 0
	0 0 0 0
	0 0 0 0
	0 0 0 0
	0 0 0 0
	0 0 0 0
	0 0 0 0

▼問い合わせ

役場保健福祉課
☎ 57-16112

療中のむし歯や、歯周病にかかる因子が絡み合って発症すると言われています。さらに、治

歯ぎしり、悪い姿勢、睡眠障害、ストレス、感情的な問題、不適切なダイエットなどのいろいろな因子が絡み合って発症すると

子供もが頸関節症を訴えるケースも増えていきます。

頸関節症の原因は食いしばり、

せつしおう）の疑いがあります。顎が痛む、口が大きく開けられ

と音がする（関節雜音）、噛み合わせに違和感がある、口を完全に閉じることができないなど

の症状があれば、頸関節症の可能性があります。最近は若い女

性に急増中と言われ、さらには

マッサージや顎の運動、痛み止め精神安定剤などの薬物療法、

噛み合わせの調整や再治療、マ

ウスピースを使う咬合療法など

があります。重症例になると頸

関節が外れたり、口が少ししか

開かなくなったりしますので、

頸関節症かなと思ったら早めにかかりつけの歯科医院に相談し

て、適切な治療と指導を受けましょう。

《新潟県歯科医師会》



Q (質問)

口を大きく開けると顎がカクツと音がして気になりますが、病気でしょうか？

また、何科で診てもらえばよいでしょうか？

A (答え)

それは頸関節症の（がくかんせつしおう）の疑いがあります。顎が痛む、口が大きく開けられ

と音がする（関節雜音）、噛み

合わせに違和感がある、口を完

全に閉じることができないなど

の症状があれば、頸関節症の可

能性があります。最近は若い女

性に急増中と言われ、さらには

マッサージや顎の運動、痛み止

め精神安定剤などの薬物療法、

噛み合わせの調整や再治療、マ

ウスピースを使う咬合療法など

があります。重症例になると頸

関節が外れたり、口が少ししか

開かなくなったりしますので、

頸関節症かなと思ったら早めに

かかりつけの歯科医院に相談し

て、適切な治療と指導を受けましょう。

◆平成18年度こども読書感想文最優秀賞

町では毎年、児童生徒が学校や家庭で行っている読書や書道の成果を募集していますが、平成18年度もたくさんの作品が集まりました。優秀作品をご紹介します。（敬称略）

こども読書感想文・児童生徒書初め展

学校名	学年	氏名	受賞作品（本）名
羽生田小	上 小	齋藤 蓮太	しんせつな友だち
6年	3年	坪谷理佳子	瞬間接着剤で目をふさがれた犬純平
6年	4年	中野 結香	サングラスをかけた盲導犬
3年	5年	内山 千夏	ハンナのカバン
4年	6年	有本 夏菜	ロボママ
5年	4年	武内 千夏	インコのルーのおくりもの
高野 秋穂	5年	横田 唯奈	山古志村のマリと三匹の子犬
	6年	さとうきび畑の唄	さとうきび畑の唄

※読書感想文は、3～6年生のみです。

◆平成18年度児童生徒書初め展大賞・準大賞

◇大賞
力強・前進

田上中2年
小池 柚衣

◇準大賞

新春の夢

田上小6年
井上 里帆

◇準大賞

新春の夢

羽生田小6年
松原 月華

※大賞・準大賞のほか入選作品は、2月13日（火）から16日（金）まで役場1階ロビーで、24日（土）・25日（日）は町公民館で展示します。

「児童福祉」ご存知ですか？

児童扶養手当制度

児童扶養手当とは…

父母の離婚などにより、父と生計を同じくしていない児童の健やかな成長を願い、児童が育成される家庭生活の安定と自立促進のために支給される手当です。

手当を受けることができる方

次のいずれかに該当する児童を、母が監護している場合に支給されます。（母が監護できないときは、母の代わりにその児童を養育している方「養育者」に支給されます。）

- ①父母が離婚した児童
- ②父が死亡し公的年金を受けられない児童
- ③父が重度の障害で公的年金の加算対象になっていない児童
- ④父が生死不明の児童
- ⑤1年以上父から遺棄、または父が拘禁されている児童
- ⑥母が婚姻によらないで出産した児童
- ⑦その他遺児など

※「児童」とは、18歳未満（ただし、一定の障害を有する場合は20歳未満）の方をいいます。

それぞれの制度に

所得制限があります。

受給者本人・その

配偶者・一定の範囲

内の扶養義務者の前年の所得により、制度の対象にならない場合があります。

詳しくはお問い合わせください。



特別児童扶養手当制度

特別児童扶養手当とは…

精神または身体（内科的疾患を含む）に、一定の障害を有する児童の福祉を増進することを目的として支給される手当です。

手当を受けることができる方

特別児童扶養手当は、精神または身体（内科的疾患を含む）に、政令で定める程度の障害を有する20歳未満の児童を監護する父または母に支給されます。（父母が監護できないときは、父母に代わりその児童を養育する方に支給されます。）

ただし、次のいずれかに該当するときは手当を受けられません。

- ①日本国内に住所がないとき
- ②児童福祉施設などの施設に入所しているとき
- ③障害を支給事由とする公的年金給付を受けることができるとき

ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭とは…

- *母子家庭・父子家庭
- *父母のいない児童を養育している家庭
- *父母が重度障害の家庭

助成対象者

- *父・母・養育者
- *18歳未満（ただし、一定の障害を有する場合は20歳未満）の児童

助成内容

- *医療費が自己負担額を超えた場合、その超えた分を助成します。
- *自己負担額
(外来) 1回 530円
(入院) 1日1,200円

今月（2月）は児童手当の支払月です！（2月・6月・10月の年3回）

2月期（10月～1月分）の児童手当の支払日は、2月5日（月）です。

ただし、認定月が11月以降の方は認定月～1月分となります。指定の口座をご確認ください。

『ふるさと田上会』

創立十五周年!



関東近郊に在住する田上町出身者で組織される『ふるさと田上会』（藤田十四三会長）が、創立15周年を迎えました。

1月20日（土）には、東京都内のホテルで第15回ふるさと田上会新年総会が開催され、総勢約80名の参加者が一同に会しました。

終始和やかな雰囲気のなかで会は進み、参加者はとても楽しいひとときを過ごしました。締めくくりは、全員で大きな輪になつて手をつなぎ「ふるさと」の唄を大合唱。みんなでひとつにつながったことにより、ふるさと田上への思いをさらに強みました、そんな新年総会となりました。

『ふるさと田上会』では、創立15周年の節目に記念冊子「田上のこころ」を刊行しました。記念冊子のはじめにあるように、「ふるさと田上会々員が在田上町の知己」、友人、親戚の方々に近況をメッセージすることも出来よう。とあるように、町民の皆さまにもぜひお読みいただきたく、今月号（次ページ）から紹介させていただきます。



田上のこころ

ふるさと田上会



「田上のこころ」という書名は、ふるさと田上会々員が抱く望郷の思いに、ふるさと訪問を歓迎してくださる田上町の暖かさを重ねて決めた。」（記念冊子「はじめに」より抜粋。）

創立十五周年記念冊子『田上のこころ』は、「第一章 恩師のお便り」、「第二章 俳句交歎」、「第三章 リーダーの思い」、「第四章 議会からのメッセージ」、「第五章 ふるさとを支える方々」、「第六章 近況こもごも」などから構成されています。

このうち「きずな」では、「第一章」、「第二章」、「第六章」のふるさと田上会々員の皆さまの投稿を中心のご紹介させていただきます。また、掲載は記念冊子にならい五十音順とさせていただきます。

「本冊子『田上のこころ』刊行が十五周年記念行事のひとつにとどまることなく田上町とふるさと田上会の架橋として役立つことを願ってやまない。」（記念冊子「あとがき（ふるさと田上会藤田十四三会長）」より抜粋。）

一、恩師のお便り

想つ」と



池上 政男さん

上京して五十七年、金寿を迎えた。

昭和二十二年新制中学校第一期生を三年間受け持ち、その時の生徒が古稀を過ぎたわけですから往時茫茫々、時の流れは早いものだとしみじみ感じます。今、私の頭には、当時十三才から十五才の頃しか浮かんできませんので、どのように成長したのか興味津々で、再会が楽しみ?で構成されています。

発足当初は教員が足りず、私は数学のほかに専門の先生がくさせていただきます。また、掲載は記念冊子にならい五十音順とさせていただきます。

このうち「きずな」では、「第一章」、「第二章」、「第六章」のふるさと田上会々員の皆さまの投稿を中心のご紹介させていただきます。また、掲載は記念冊子にならい五十音順とさせていただきます。

「本冊子『田上のこころ』刊行が十五周年記念行事のひとつにとどまることなく田上町とふるさと田上会の架橋として役立つことを願ってやまない。」（記念冊子「あとがき（ふるさと田上会藤田十四三会長）」より抜粋。）

特に苦労したことは、理科で星座を教えたこと（私自身が全く学んだことがなかったから）ことです。ABCを知らない生徒が、いきなり、それぞれ一年、三年の英語を勉強するわけですから、教える方も教わる方も大変な時代というよりもむしろ無茶苦茶な時代であったと記憶しております。

十年位前に今のゆとり教育の内容が発表されたとき、算数の円周率は3とするといわれてびっくりしたことがあります。円周率は、あくまでも $3 \cdot 14$ であつて3であつてはならない。それは、子供たちにウソを教えることで、あってはならないことだと痛切に感じたことがあります。

最近より教育を改正しようとして論議が行われて居ります。学校の必須科目にする等々です。国を愛する心を養う、英語を小学校の必修科目にする等々です。愛国心という言葉は必要ですが、時として急進的なナショナリズムを含む危険がありますので、むしろ祖国愛（パトリオティズム）といいかえた方が良いのではないかと考えて居ります。

型です。最も基本的な家族愛から出発して郷土愛になり、やがて祖国愛、人類愛に至るのが一番自然であると想います。

それは祖国の文化、伝統、自然そして情緒をこよなく愛するという意味もあります。他人の悲しみを悲しむというのは高度の情緒であり、なつかしさ、もののあわれ、美しいものへの感動あるいは深い感受性は、すべて日本人特有の情緒のあらわれです。

私は、小学校における教科間の重要度は一に国語、二、四がなくて五に算数あとは十以下の順位であります。国語の重要なことは日本人特有の情緒を養うことから小中学生の頃の読書がいかに大切であるかという事と、これにより人間としてのスケールをより大きくするということを肝に銘じなければならないと思つております。

教科書審議会委員が、英語以外の科目はすべて日本語で教えるから国語の時間を減らしても心配無用という発言を聞き、びっくりして筆が走ってしまいまし。この問題に関心のある方は、藤原正彦著「祖国とは国語」「国家の品格」を是非お読み下さい。

さい。

ふるさと田上会の会員諸氏の中には、往年、田上小学校（旧）の間借り教室や緑が丘に建てられた木造六教室で私の授業を受けられた方々が在籍しておられるとお聞きしております。

往時を懐かしむあまり私の胸中に沸々とたぎる熱い思いを述べさせて頂きました。どうぞ、どなたもご清祥の日々をお過ごします。

田上で始まり田上で 終わつた私の教員生活



小川 静江さん

山むらさきに水清き
田上の里の朝ぼらけ
緑が丘にそびえ立つ
我が学び舎に光りあり

田上は、私の心のふるさとです。

教員生活の第一歩を踏み出した地。

思えば、戦争が終わつたばかりの頃でした。羽生田小学校に間借りをし、階段の上のおどり場が、にわか作りの小さな教務室でした。

羽生田川に沿つて建てられた古い教室の窓ガラスには、空襲にそなえて張られた白い紙が残っていました。

そんな学校のガラスを盗みにくる人がいるほどの世の貧しさ、人が川船河に出た、そんな悲しいニュースが伝わる荒れた世の中でした。

でも、そんな世情の中で、成績中心でない、人の心を育てるほんとの教育、教師と生徒が魂と魂を互いにぶつけ合いながら、のびのびと明るく過ごした充実した学校生活でした。

放課後には、毎日、先生も生徒もいっしょに部・活に励む若い声が響き、女子バレー部はいつも南浦原郡で優勝を勝ちとつていました。

授業のこと、生徒会活動のこと。

数えあげればきりのない程の

思い出。

私の人生にとってのこのすばらしい宝を私はいつまでも心の中に大事にしまっています。

二十数年の歳月が流れ、世の中も豊かになりました。

縁あって再び田上中学校に奉

職することになった私を、かっこ迎えてくれ、嬉しい再会でした。

親子一代の教え子をもつこと、こんな偶然のめぐりあいはめったないこと、他の人には味合いでない幸せと感動を禁じ得ませんでした。

なつかしい木造校舎は残念ながら火災で失つてしましましたが、私の心中には、そこに育まれた忘れ得ぬ思い出がいっぱい詰まっています。

退職までの間には、陰に陽にみなさまに励まされ、導かれ、助けられて私自身も成長させていただきました。

私の教員生活は、田上で始まり田上で終わりました。

更に、退職後もお茶にお花にと、田上に通わせていただき、今なお多くの方々と交流していただき、今更ながらほんとに

有難く感謝のほかありません。春の訪れを感じる頃になると、いつも、退職した頃の学校周辺の美しい自然、特に、水芭蕉と桃の花咲く、まさに、桃源郷とも言うべき美しい田上の里を思ひ浮かべて居ります。

何にも代え難い心の宝を持ち続けられる幸せな私。

自然も人の心も美しくすばらしい田上。

田上は、私の心のふるさとで

小川（旧姓山川）静江先生
は、昭和二十二年四月から昭和二十三年三月まで田上中学校で教鞭をとられ、昭和四十八年四月から昭和五十六年三月まで、再び、田上中学校の教壇に立たれました。



山川 米吉さん

ふるさと田上会の記念誌を行するから、私にも「ご寄稿頂けませんか」と、藤田会長からご丁寧なご依頼状が寄せられました。

田上町に在住する私は、機会ある度に県外会員の多くの方々から、半世紀又はそれ以上の年月を「ふるさと」を離れ、苦労と努力の中で身に染みている「ふるさと」田上について、熱っぽく語られるのをお聞きしていました。

そして、その度に大きな感動に身の震える思いと、ふるさとの持つ不可思議な力ともいうべきものを考えさせられたものでした。

「ふるさと」の雑草のいきれに

ふるさと田上会に思つ

それは、六十二年前、二十才の夏のことでした。

生きて帰れぬ覚悟で特攻要員の訓練に明け暮れていた私が、

9

無関係ではなかったように思えません。

山川米吉先生は、昭和二十一年四月から昭和二十一年三

月まで田上中学校教諭。後に、

加茂市立若宮中学校校長にご

栄進されました。

深夜の羽生田駅のホームに下り立ちました。気も虚ろ、栄養失调で歩行も苦しい状態で村道に入った時でした。

子供の頃から遊び慣れた両側に背丈ほどに伸びた「ふるさと」の夏草が匂いと「いきれ」を発散し私を包みこんでしまいました。

しばらく立ち止まっていた私は何時のか草の中に身を伏せ、雑草をいっぱいかかえ込み鼻を鳴らしながら号泣しているのでした。

やがて、無言の母の顔が浮かび私を我に帰らせてくれました。何が私をそんなにさせたのか。「ふるさと」の名も知らぬ雑草、その「いきれ」は、今も、身のまわりに溢れていますが何も語らない。私も無視している毎日です。

だが……、私は、時折、「ふるさと」の持つ魔力、「ふるさと」の不可思議な力ともいいうべきものを思うことがあります。

終わりに、他事になりますが「ふるさと」に固執して我が職を通してきたことごともそれと初燕足ふんばって喜々と孫

般若心経座して写經の春の宵
「刀水橋」渡れば利根の
春めけり

井戸涸れず伝蔵屋敷秋日濃く
椋の実の掌にあり光る蜂起の地

隠岐帰り

春めけり

佐藤 一郎さん



佐藤 一郎さん

(坂田出身)

隠岐の島国賀海岸人の顔

隠岐帰り黄砂落とし思い出す

隠岐帰

り

田上町職員の給与などを公表します

田上町行政の透明性の確保、職員給与等の実態を多くの町民から理解していただくために、給与・定員管理の概要を公表します。数値は平成18年4月1日現在の給与実態調査によるものです。給与については特別会計（水道、下水道、集落排水）は除きます。

1 総 括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成16年度 人件費率
平成 17年度	13,516人	4,201,230千円	106,521千円	1,102,846千円	26.3%	24.9%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

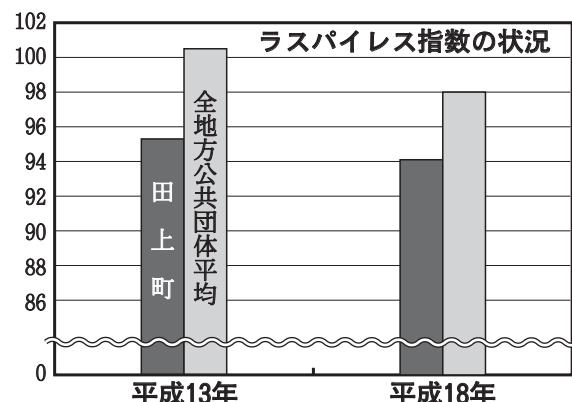
区分	職員数 A	給 与 費				1人あたり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成 17年度	130人	479,510千円	46,280千円	196,138千円	721,928千円	5,553千円

※職員手当には退職手当は含みません。職員数は、平成17年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

区分	平成13年	平成18年
田 上 町	95.3	94.1
全地方公共団体平均	100.5	98.0

（注）ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指數です。



2 職員の平均給料月額、初任給の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額の状況（平成18年4月1日現在）

① 一般行政職

団体	平均年齢	平均給料月額
田上町	43.1歳	333,262円
新潟県	43.0歳	357,549円
国	40.4歳	328,477円

（注）「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

② 技能労務職

団体	平均年齢	平均給料月額
田上町	44.9歳	286,670円
新潟県	46.9歳	347,496円
国	48.4歳	286,500円

(2) 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区分	田 上 町	新潟県	国
一般行政職	大学卒	170,200円	170,200円
	高校卒	138,400円	138,400円
技能労務職	高校卒	135,600円	140,300円
	中学卒	120,200円	127,700円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成18年4月1日現在）

区分	経験年数10～14年	経験年数15～19年	経験年数20～24年
一般行政職	大学卒 271,525円	347,500円	354,200円
	高校卒 270,220円	300,400円	347,500円
技能労務職	高校卒 224,200円	259,100円	278,800円
	中学卒 —	236,600円	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事・技師・主事補・技師補	1人	1.7%
2級	主事・技師	6人	10.0%
3級	係長・主査	34人	56.6%
4級	課長補佐・副参事	10人	16.7%
5級	課長・局長・参事	6人	10.0%
6級	課長・局長	3人	5.0%
計		60人	100.0%

(注) 1 田上町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

3 平成18年度より8級制から6級制に変更しています。（旧給料表の1級と2級、4級と5級をそれぞれ統合）

4 一般行政職とは、保健師、保育士、税務関係職員、企業職、技能労務職などの専門的な職種を除いた職員です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

田上町	新潟県	国
(平成17年度) 1人当たり平均支給額 1,509千円	(平成17年度) 1人当たり平均支給額 1,795千円	—
(平成18年度支給割合) 期末手当3.0月分 勤勉手当1.42月分	(平成18年度支給割合) 期末手当3.0月分 勤勉手当1.45月分	(平成18年度支給割合) 期末手当3.0月分 勤勉手当1.42月分
職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5～15%	職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算10～25%	職制上の段階、職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算10～25%

(2) 退職手当（平成18年4月1日現在）

田上町	国
(支給率) 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置：定年前早期退職の場合は 1年につき2%加算(20%限度)	(支給率) 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置：定年前早期退職の場合は 1年につき2%加算(20%限度)

(3) 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（平成17年度決算）	313千円	手当の種類	9種類
手当の名称	支給単価	手当の名称	支給単価
防疫等作業手当	1日 290円	除雪作業手当	1日 600円
災害応急作業手当	1日 600円	税滞納処分手当	1日 350円
用地交渉手当	1日 470円	税徴収手当	1日 350円
行旅病人等収容手当	1回 病人 290円 死亡人 1,100円	動物保護処理手当	1日 500円
		年末年始勤務手当	1日 1,500円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（平成17年度決算）	17,683千円	支給実績（平成16年度決算）	21,710千円
----------------	----------	----------------	----------

(5) その他の手当 (平成18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 • 配偶者13,000円 • 配偶者以外の扶養親族のうち2人まで各6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合、そのうち1人は6,500円、職員に配偶者がいない場合そのうち1人は11,000円） • その他扶養親族1人につき5,000円 • 満16歳年度始め～満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算
住居手当	• 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃に応じ最高27,000円を支給 • 住居を新築、購入した職員に対し5年間月額2,500円を支給
通勤手当	• 交通機関等の利用者に対し、負担している運賃に応じ最高55,000円を支給 • 自動車等の使用者に対し、通勤距離に応じ2,000～24,500円を支給
管理職手当	• 管理または監督の地位にある職員に対し、給料月額の6～10%を支給
寒冷地手当	• 総務大臣の定めた地域に勤務している職員に対し、寒冷度に応じ支給

5 特別職の報酬等の状況 (平成18年4月1日現在)

区分	給料月額等		
給料	町長605,000円	助役498,600円	
報酬	議長238,000円	副議長187,000円	議員173,000円
期末手当	町長・助役 (平成18年度支給割合) 3.3月分	役職加算15%	
	議長・副議長・議員 (平成18年度支給割合) 3.3月分	役職加算15%	
退職手当	町長・助役 (算定方法) 退職時の給料月額×在職月数×支給率 (支給時期) 任期ごと		

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成17年	平成18年			
普通会計部門	一般	議会 総務企画 税務 行政 部門	2 24 8 44 11 農林水産 商工 土木	2 21 7 43 11 6 2 8	0 △3 △1 △1 0 1 0 △1	組織機構改革のため 組織機構改革のため 退職者不補充のため 組織機構改革のため 組織機構改革のため
		計	105	100	△5	
	教育部門		25	24	△1	退職者不補充のため
	小計		130	124	△6	
	公会計企業等部門	下水道 水道 その他	4 3 2	4 3 2	0 0 0	
		小計	9	9	0	
	合計		139 [159]	133 [159]	△6	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成18年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	5人	11人	26人	12人	11人	10人	20人	19人	19人	0人	133人

(3) 定員管理の数値目標

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
139人	112人	27人	19.4%

平成19年度田上町水道事業『水質検査計画』をお知らせします

町では、常に安全でおいしい水道水を提供できるよう、定期的に水質検査を実施しています。

<大沢水系、羽生田水系、川船河水系、企業団第1水系、企業団第2水系>

水質基準項目	基準値	水道法に基づく検査回数		田上町の検査計画	
		基本の検査回数	水源の状況や過去の検査結果等から最小限必要な検査回数	平成19年度の検査実施回数	設定理由など
健 康 に 関 す る 項 目	1 一般細菌	100個/ml以下	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回
	2 大腸菌	検出されないこと	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回
	3 カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	3か月に1回	3年に1回	1年に2回
	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	3か月に1回	3年に1回	1年に2回
	5 セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	3か月に1回	3年に1回	1年に2回
	6 鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	3か月に1回	3年に1回	3か月に1回
	7 ひ素及びその化合物	0.01mg/l以下	3か月に1回	3年に1回	3か月に1回
	8 六価クロム化合物	0.05mg/l以下	3か月に1回	3年に1回	1年に2回
	9 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回
	10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	3か月に1回	1年に1回	3か月に1回
	11 フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	3か月に1回	1年に1回	3か月に1回
	12 ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回
	13 四塩化炭素	0.002mg/l以下	3か月に1回	3年に1回	1年に2回
	14 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回
	15 1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	3か月に1回	3年に1回	1年に2回
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	3か月に1回	3年に1回	1年に2回
	17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	3か月に1回	3年に1回	1年に2回
	18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	3か月に1回	3年に1回	1年に2回
	19 トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	3か月に1回	3年に1回	1年に2回
	20 ベンゼン	0.01mg/l以下	3か月に1回	3年に1回	1年に2回
	21 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回
	22 クロロホルム	0.06mg/l以下	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回
	23 ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回
	24 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回
	25 臭素酸	0.01mg/l以下	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回
	26 総トリハロメタン	0.1mg/l以下	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回
	27 トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回
	28 プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回
	29 プロモホルム	0.09mg/l以下	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回
	30 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回
性 状 に 関 す る 項 目	31 亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	3か月に1回	3年に1回	3か月に1回
	32 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回
	33 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回
	34 銅及びその化合物	1.0mg/l以下	3か月に1回	3年に1回	1年に2回
	35 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	3か月に1回	3年に1回	3か月に1回
	36 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	3か月に1回	3年に1回	3か月に1回
	37 塩化物イオン	200mg/l以下	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回
	38 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	3か月に1回	1年に1回	3か月に1回
	39 蒸発残留物	500mg/l以下	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回
	40 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	3か月に1回	3年に1回	1年に2回
性 状 に 関 す る 項 目	41 ジェオスミン	※0.00002mg/l以下	発生時期に1か月に1回	発生時期に1か月に1回	3か月に1回
	42 2-メチルイソボルネオール	※0.00002mg/l以下	発生時期に1か月に1回	発生時期に1か月に1回	3か月に1回
	43 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	3か月に1回	3か月に1回	3か月に1回
	44 フェノール類	0.005mg/l以下	3か月に1回	3年に1回	1年に2回
	45 ※有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	※10mg/l以下	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回
	46 pH値	5.8以上8.6以下	1か月に1回	3か月に1回	1か月に1回
	47 味	異常でないこと	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回
	48 臭気	異常でないこと	1か月に1回	1か月に1回	1か月に1回
	49 色度	5度以下	1か月に1回	3か月に1回	1か月に1回
	50 濁度	2度以下	1か月に1回	3か月に1回	1か月に1回

※経過措置の項目または基準値

問い合わせ：役場地域整備課 ☎57-6223

消防団出初式＆文化財防火デー



1月7日(日)、役場を会場に田上町消防団出初式が行われました。風が強く寒い日でしたが、式典、町内防火パレード、一斉放水など、団員の皆さんは悪天候にも負けず火災予防をPRしていました。

1月21日（日）、文化財防火デー放水訓練が八幡宮（坂田）で行われました。文化財防火デーは、昭和24年に現存する世界最古の木造建築物である法隆寺金堂が炎上し、壁画が焼損したことがきっかけで制定されています。

消防本部や町消防団の自動車分団、地元第9分団の皆さんには、付近の住民が大勢見守る中、機敏な動きで訓練を行ってました。

第40回新春囲碁・将棋大会

1月20日（土）、田上町公民館で第40回新春囲碁・将棋大会が行われ、囲碁の部26名、将棋の部10名が参加しました。昨年10月号で紹介した田上町の最強小学生棋士高橋海渡さんも参加し、3年連続優勝を飾りました。

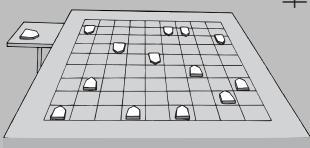
大会結果は次のとおりです。

【将棋の部】

○Aグループ 優勝 高橋 海渡さん
準優勝 源川 昌篤さん
準優勝 阿部 敏昭さん

【用碁の部】

○町長杯	優勝	大橋 鐵也さん
	準優勝	田巻 仁さん
○議会議長杯	優勝	吉田 弘介さん
	準優勝	渡邊 喜郎さん
○教育委員長杯	優勝	鶴巻 廣喜さん
	準優勝	田下丁卯二さん
○公民館長杯	優勝	小柳 徳榮さん
	準優勝	山口林三郎さん



俳句

(敬称略、順不同)

物さしに旧姓かすか春隣	本田上江部堅香子
初弥彦裾やわらかき海の音	原ヶ崎 豊田るり子
数あれど一言一句師の賀状	羽生田 神田 掬香
着ぶくれて積読	山 田 小林南月
今日も暮れにけり	本田上 小柳白星子
雪なしの家並たいらに月孤高	羽生田 井上美よし
昇る日に雲一つなし初御空	山 田 本間静栄
追われ来てひらり冬萌え猫越ゆる	山 田 渡辺千醉
見つけたり犬ふぐり花睦月土手	羽生田 上村 博

たうん情報

スローフード教室 『手づくりふるさと味噌』

1月24日（水）、保健福祉センターで公民館主催のスローフード教室『手づくりふるさと味噌』が行われました。

20名の参加者は講師の江部良子さん、潤一さん親子（本田上）から作り方の説明を受け、全ての工程を手作業で行いました。

意外と力のいる作業に参加者からは、「明日筋肉痛になるで～!!」という声も…。

しかし、「親切に教えていただき、手づくりの楽しさが実感できた」と好評でした。食べ頃になる秋が待ち遠しいですね。



楽しい詰め将棋

No.247

7手詰



【出題】
細井 厚志
(上野)

【ヒント】
「王」は下段
に落とせ!!

【持駒】
金、銀、香

※解説と解答は、P21に掲載しています。

交通安全祈願祭



1月19日（金）、加茂市の青海神社で加茂田上地区の交通安全祈願祭が行われました。

町からは町長をはじめ、交通安全協会田上支部の方が出席し、1年間の交通事故ゼロをお祈りしました。

短歌
(敬称略、順不同)
手拍子のリズムに乗って我歌う
ほほ笑む車椅子の友達
羽生田 小柳文茶

①②③④ 告載できない投稿作品
その他の適さないと認められるもの
※投稿される場合は、必ず連絡先を明記して下さい。

雲一つ欲しくなるよな初日の出
清水沢 坂内昇甫
ダイエット出来ぬ天気図続いてる
羽生田 岡田尚久
飽食の胃が癒される粥の味
羽生田 石川桂助
あなたかしあんころ餅にトソ重ね
本田上 大野迅
乾杯だ燃える初日の出を拝み
羽生田 小柳文茶
川柳
(敬称略、順不同)



INFORMATION

お知らせ

田上町役場
57-6222
田上町公民館
57-3114

害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成）では、従来どおりの食費に相当する額のみを助成することになります。

なお、助成の方法は償還払いとなっていますので、医療機関発行の領収書、標準負担額減額認定証、印鑑等をご持参のうえ、保健福祉課までお越しください。

健康相談会 のお知らせ

役場保健福祉課

- ▽ 内容 体脂肪測定、血圧測定、軽体操、健康講話
- ▽ 持ち物 健康手帳、健康診断の結果
- ▽ その他 動きやすい服装でお越しください。

町では健康相談会を開催します。生活習慣病予防のため、健

康チェックや軽体操などを行いますので、都合のよい会場へお

○ 開催日・会場

- 3月5日(月) 羽生田公民館
- 3月6日(火) 老人福祉センター(川船河)
- 3月7日(水) 田上町公民館
- 3月8日(木) コミュニティセンター
- 3月9日(金) 下横場公民館

県単医療費助成 について

役場保健福祉課

- ▽ 問い合わせ
- 役場保健福祉課 ☎ 57-16112

平成18年10月の障害者自立支援法の施行に伴い、町においても手話奉仕員、要約筆記奉仕員の派遣事業を行います。ついては、派遣事業を始めるにあたり、手話奉仕員、要約筆記奉仕員を募集します。また、奉仕員としての登録等の手続きも必要です。

健福課までお越しください。

▽ 問い合わせ

役場保健福祉課 ☎ 57-16112

学校給食共同調理場 臨時職員を募集します

町臨時職員（学校給食共同調理場）を募集します。

◆ 募集人員 1名

◆ 業務内容 60歳以下の健康明朗な方で、調理師免許を有する方

◆ 勤務時間 午前8時10分から午後4時55分まで

◆ 勤務場所 田上町学校給食共同調理場（田上中学校となり）

◆ 賃金および支払い 日額6400円（予定）※社会保険に加入します。

支払日は翌月5日（5日が土日祝祭日にあたる場合は翌日）

◆ 申込期限 平成19年2月21日（水）午後5時まで（厳守）

◆ 申込方法 申込用紙を町教育委員会で交付します。必要事項を記載し、期限までに提出してください。

◆ 選考方法 書類選考後、面接により決定します。

面接日は追って通知します。

◆ 申込書配布・提出先・問い合わせ

〒959-11503

田上町大字原ヶ崎新田3070

田上町教育委員会（役場内）

☎ 57-16114

△ 時間 午後2時～3時30分
(受付は午後1時30分～)

担当することになりましたが、県
入院時の食費と居住費を自己負
担することになりましたが、県
単医療費助成制度（重度心身障
害者医療費助成、ひとり親家庭
等医療費助成）では、従来どおり
の食費に相当する額のみを助
成することになります。

今月の納税

固定資産税 四期

国民健康保険税 十一期

国民年金保険料の納付は
お得な前納制度のご利用を！

三条社会保険事務所

国民年金には、保険料をまとめて納める前納制度があります。保険料を前納することで、毎月納める手間が省け、納め忘れがないだけでなく、保険料が割引されます。

保険料の前納は、現金払い。口座振替のどちらもできますが、6か月前納または1年前納するど、口座振替の方が割引率は大きくなります。また口座振替には、納付期限（月末）より1か月早く振替することで、毎月の保険料が50円割引される早割制度があります。

口座振替や前納を希望する方は、ご相談ください。

△問い合わせ

三条社会保険事務所

332-12239

消火器の悪質訪問販売に
ご注意を！

言葉巧みに、不当な価格で消

△問い合わせ

加茂地域消防本部

52-11770

火器を訪問販売する業者があります。注意しましょう。

【悪質訪問販売の手口】

①一般家庭にも消火器を設置しなければなりません。

②消防署から依頼されて来ました。

③お宅の消火器は点検されていませんので、交換が必要です。

【トラブル防止のポイント】

①一般家庭には消火器の設置義務はありません。

もしもに備えて、消火器を自ら的に設置するのは良いことですが、設置しなければならないという義務はありません。

②消防署員が消火器を販売することはありません。

したがって、業者に販売を依頼することもありません。

③強引に購入を勧める業者には気をつけましょう。

【不審に思ったときは…】

①身分証明書の提示を求める。
②はつきり断る。
③契約書にハンコを押さない。
※もし、購入してしまったら、できるだけ早く消防署へご相談ください。

△問い合わせ

加茂地域消防本部

52-11770

毎年、雪による被害が多発しています

加茂地域消防本部

1. 屋根の雪下ろし作業は、命綱など落下防止対策をとり、複数人で実施してください。

また、落とす雪が通行人等に当たらないよう注意してください。

2. 燃焼器具の吸排気口が雪でふさがれると、不完全燃焼を起こす恐れがありますので、除雪や屋根の雪下ろし等の作業時には十分注意してください。

3. 屋根雪の重みで住宅が倒壊する被害が発生しています。

屋根の雪下ろしは、積雪の状況や家の強度等から判断し、適切な時期に実施してください。また、異常な音がして危険を感じたときは、速やかに自宅から避難し、ご自身の安全を確保してください。

3月から毎週水曜日、夜間窓口を再開します

冬期間（12月～2月）休止している夜間窓口を3月から再開しますので、どうぞご利用ください。日中、役場へ来ることができない方のために、夜間窓口の開設と電話予約による証明書の交付を行います。なお、夜間窓口は開設している曜日が変わりますので、ご注意ください。

夜間延長窓口

毎週水曜日（祝祭日を除く）は、役場の休日夜間受付で午後7時まで証明書を受け取ることができます。

受け取ることができる証明書

住民票、印鑑登録、印鑑証明、戸籍謄本（抄本）

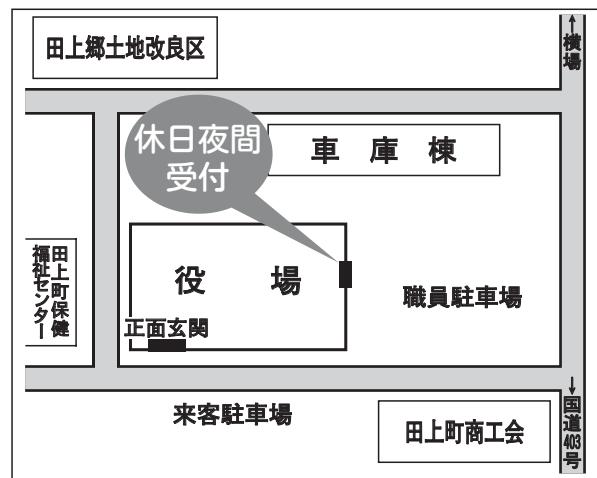
電話予約

窓口の受付時間内（午前8時30分～午後5時15分：土日祝祭日を除く）に電話で予約をすれば、役場が閉まっている時間でも、休日夜間受付で証明書を受け取ることができます。

予約できる証明書

住民票、印鑑証明、所得証明等の税証明

※戸籍謄本（抄本）の予約はできません。



予約・問い合わせ：役場町民課 ☎ 57-6115

就職ガイダンス2008 のお知らせ

県労政雇用課

平成20年3月卒業予定の大学等を対象とした「就職ガイダンス2008」を開催します。県内企業人事担当者による説明会のほか、県職員、県警職員説明会、ハローワーク職員との就職相談会も行います。

参加学生の事前申込や参加費は不要です。

▽実施日時・会場

○長岡会場
2月27日(火)
午後1時～4時

○新潟会場
3月14日(水)
午後0時30分～4時
新潟市産業振興センター

▽問い合わせ

県産業労働部労政雇用課
025-280-5270

県難病相談支援センターが開設されます

県健康対策課

難病患者の方が安心して暮らせるように、日常生活に関する相談や患者・家族の皆さんの交流活動を支援するセンターです。

▽開設 2月13日(火)から

月曜日～金曜日、第3土曜日
午前10時～午後4時

※第3月曜日、祝日は除く。

▽場所 独立行政法人国立病院
機構 西新潟中央病院内(2階)

新潟市真砂1-14-1

▽対象 難病患者、その家族
▽運営主体 NPO法人新潟難病支援ネットワークが県から委託を受けて実施します。

▽相談用電話
025-267-2170

たがみの
旬の食材で 我が家の一品に！



今月は、「干しかぶ」を紹介します。「干しかぶ」という名前の由来はよくわかりませんが、昔から春先のみずみずしさが少なくなってきた大根も無駄にせずに加工されました。

大根を生のまま干した切干大根とは違い、「干しかぶ」は大根をゆでて干することで甘みと風味が増します。煮物にするとふっくらやわらかな食感が楽しめます。栄養的にも、カルシウムや食物繊維がたっぷりと取れ、ふるさとの知恵から生まれた栄養価の高い保存食品です。

干しかぶの煮物



【材料（6人分）】

干しかぶ……50g	コンニャク……1/2枚
にんじん……1/2本	だし汁……2カップ
打ち豆……20g	砂糖……大さじ1
ごぼう……小1/2本	酒……大さじ2
油あげ……1枚	しょうゆ……大さじ2

《作り方》

- ①干しかぶは、ぬるま湯に15～20分くらい戻し軽くしぶる。(もどし過ぎないように注意する)
- ②にんじんはいちょう切り、ごぼうはささがき、油あげは油抜きし短ざく切り、コンニャクも短ざく切りにする。
- ③鍋に材料全部ともどし汁とだし汁をひたひた位に入れ、材料がやわらかくなったら調味料を加え、汁を含ませるようにゆっくりコトコト煮る。

※春には身欠きにしん・筍・じゃがいも・車麩などを入れて煮ます。

【干しかぶ】

《材料》

大根（1kgの大根で約50gの干しかぶができます）

《作り方》

- ①大根は皮をむき、厚さ3～5mmくらいの輪切りか半月切りにする。
- ②鍋に大根がかぶる位の水を入れてゆでる。串が通る位のやわらかさになったら、ザルに上げ水気を切る。
- ③②の大根をザルに広げ、時々返しながら温風ヒーターか天日で干して乾燥させる。
- ④保存はビニール袋に入れて密閉し、湿気の少ない所か冷蔵庫に入れて保存する。

自宅がキャンパス！
4月入学生募集

放送大学新潟学習センター

放送大学は、いつでも、どこ
でも、誰でもが学べ、テレビ・
ラジオで授業を行う正規の通信
制大学です。

▽募集学生

○教養学部（全科生・選科生・
科目生）

○大学院（修士選科生・修士科
目生）

▽受付期限 2月15日（木）

▽資料請求・問い合わせ
放送大学新潟学習センター

025-228-2651

ごまどう湯っ多里館

3月の休館日は**13日(火)**です

定休日は毎月第2火曜日

ごまどう湯っ多里館

☎57-6301

町長室の窓から

輝くまち田上

夢あるまちづくり（その70）

田上町長 佐藤邦義

「防災立県」と
「田上町地区自主防災組織」
の確立

「い」ということは十分に承知して
います。

1月号 “年頭のごあいさつ”

で、今年度の大きな課題として、「地区防災組織の確立」について述べさせていただきました。

1月16日、「地域防災力向上に
関する知事と町村長の意見交換
会」が開催され、その中で泉田

知事は、防災立県の推進に取組
むことを提唱しました。その趣

旨は、安全性の高さが強みの
「新潟県」ですが、具体的には、
『災害や危機の被害リスクが低
く、高い安全性を魅力とした産
業の移転や誘致、人口の増加、
流入を目指す』ということです。

知事は新年のあいさつで、新潟
県の人口減とその対策について、
人口減の第1の理由は出生率の
低下、第2の理由は大学等への
進学で地元を離れ、卒業と同時

に県外に就職する傾向が人材の
流れをもとと進めていかなければ

雪国新潟にはめずらしい年明
けでした。今年は希望に満ちた
1年であることを期待したいと
思います。年末年始に全く雪の
ない年は、昭和50年以来と言わ
れています。ヨーロッパ寄りの
ロシアでも150年来の暖冬を
迎えていて、年末から新年にか
けて氷点下を記録しない日が続
き、街を歩く市民は帽子を脱ぎ
半袖姿というニュースを聞きました。

しかし、昔は1月末から旧正
月（2月半ば頃）にかけて、大
雪になることがあったと言われ
ていますので、気を引き締めて
いく必要があります。雪が降ら
ない暖冬という気象現象は様々
な原因があるようです。その影
響はこれから出てくるのではな
いか、特に農作物への影響を心
配しています。

流出につながっている点である
と強調しています。

田上町でも一昨年は県内で出
生率が最低でしたし、多くの若
者が県外の大学あるいは専門学
校へ進学し、卒業後も田上町に
戻らないことが多いなっています
ようです。地方の宿命かも知れ
ませんが、これらの問題を克服
しないと地方は発展していくか
ないということは十分に承知して
います。

田上町の「地区自主防災組織
の確立」は、地区の活性化と高
齢者等の弱者支援の輪を、地区
でどう確立できるかにあると考
えています。もちろん、自然災
害が発生した際の対応が効果的
に行われたかが最も重要である
ということは、中越地震や7・
13水害で明らかになりました。
田上町の高齢化率は県内で比較
的低い方ですが、町の人口の25
%が65歳以上で占めるようにな
るのは、あと数年後に迫ってき
ています。今の若い世代は、他
人からあまり干渉されたくない
という風潮であると言われて
います。今の若い世代は、他
人からあまり干渉されたくない
といふことから、花畠がで
ます。田上町の新しい名所にな
るよう努力していきたいと考
えています。

当初この事業は5か年計画で、
平成19年3月完了の予定でした。
国・県は、現在の進捗状況では
あと1年は必要であるとの見解
です。地権者との問題もあり、
下流部の計画を変更することに
なりました。曾根新田を通り信
濃川に直結することで、地元の
皆さんとの了解をいただき、ま
もなく工事に入ります。公共事業
は地域の理解と協力がどうして
も必要です。地元の皆さんには将
来、改修後の場所にきれいなお
花畠ができるように計画してい
ます。田上町の新しい名所にな
るよう努力していきたいと考
えています。

今年から住宅地内の工事に入
る予定になっていますので、工
事車両の往来が激しくなること
も予想されます。十分注意が必
要です。田上町でも世代間交
流をもとと進めていかなければ
と考えています。地区自主防災
組織の確立に、地域住民が一緒
になって取組むことで様々な問
題が浮き上がってくるはずです。
そのことが、新しいまちづくり
に進展していくものと期待して
います。

くらしのカレンダー

(2/16~3/16)

記号凡例…会場 時間

このコーナーは、町の健診関係、各種スポーツ事業のお知らせ、各種相談、休日急诊診療などを掲載しています。

期日	内 容	期日	内 容
2/ 16 (金)	10か月児学級（平成18年3~4月生まれ） 会保健センター 受付9:30~ ぽっぽ学級「絵本を楽しむ会」 会田上町公民館 10:00~	3/ 1 (木)	補聴器相談（リオン） 会役場 10:00~
17 (土)		2 (金)	栄養教室 会保健センター 9:30~14:30 ぽっぽ学級「ひな祭りの会」 会田上町公民館 10:00~
18 (日)	休日急诊診療 星野内科医院（川船河） 41-4141 ゆうゆう教室 会コミュニティセンター 9:30~	3 (土)	
19 (月)	心と体の相談会 会保健センター 9:00~11:30 ストレッチ教室 会田上町公民館 10:00~	4 (日)	休日急诊診療 吉田内科医院（加茂市柳町） 57-7511
20 (火)	栄養教室 会保健センター 9:30~14:30 補聴器相談（キコエ） 会役場 14:00~	5 (月)	心と体の相談会 会保健センター 9:00~11:30 ストレッチ教室 会田上町公民館 10:00~ 健康相談会 会羽生田公民館 受付13:30~
21 (水)	機能訓練 会保健センター 10:00~15:00	6 (火)	健康相談会 会老人保健センター 受付13:30~ 補聴器相談（リオン） 会役場 14:00~
22 (木)	補聴器相談（リオン） 会役場 10:00~	7 (水)	健康相談会 会田上町公民館 受付13:30~
23 (金)	乳児健診（平成18年10月生まれ） 会保健センター 受付13:00~	8 (木)	補聴器相談（リオン） 会役場 10:00~ 健康相談会 会コミュニティセンター 受付13:30~
24 (土)	第34回田上町スキー教室（25日まで） 会藏王温泉スキー場 児童生徒書初め展（25日15:00まで） 会田上町公民館	9 (金)	健康相談会 会下横場公民館 受付13:30~
25 (日)	休日急诊診療 小池内科消化器科クリニック（加茂市仲町） 53-3355	10 (土)	
26 (月)		11 (日)	休日急诊診療 わたなべ医院（加茂市栄町） 53-3850
27 (火)	補聴器相談（キコエ） 会役場 14:00~	12 (月)	栄養教室 会保健センター 9:30~14:30
28 (水)		13 (火)	ごまどう湯っ多里館 定休日 母親学級（平成19年5~8月出産予定者） 会保健センター 受付9:00~、13:00~ 補聴器相談（キコエ） 会役場 14:00~
		14 (水)	機能訓練 会保健センター 10:00~15:00
		15 (木)	補聴器相談（リオン） 会役場 10:00~
		16 (金)	ぽっぽ学級「さよならパーティー」 会田上町公民館 10:00~ 3歳児健診（平成16年1~2月生まれ） 2歳6ヶ月児歯科健診（平成16年7~8月生まれ） 会保健センター 受付13:00~

※『ふれあい広場』の目的上、投稿いただいても掲載できない場合がありますので、ご了承ください。

詰め将棋
楽しい

解 答

▲4一飛成 △同王
△同王 ▲4二香 △同金
▲4三香 △同金
▲4二銀 △同王
▲3二金打 △詰み

田上町EMで環境を守る会 新春特別講演会 ～多収穫・高品質の米づくりを目指して、 EMとミネラルの徹底的活用～

- ◆日時 2月24日（土）午後1時30分～4時30分
- ◆会場 総合保健福祉センター（役場となり）
- ◆講師 児島徳夫氏（自然農法「風の会」代表）
福島県会津美里町在住
- ◆定員 100名 ◆資料代 1,000円
- ◆申込、問い合わせ 田上町EMで環境を守る会 窪田 ☎57-2809

文章講座を開設します



テーマは、『自分にしか書けないことを、だれにでもわかる文章で書く』です。「文章は楽しい！」考えることはおもしろい!!」を目指しています。どうぞお気軽にご参加ください。

- ◆日時 3月13日（火）、27日（火）
午後7時～9時
- ◆会場 田上町公民館
- ◆費用 無料（筆記用具をご持参ください。）
- ◆問い合わせ：ニツ川 ☎57-3518

行政書士による『くらしの心配ごと無料電話相談』

遺言、相続、成年後見のほか、くらしの心配ごとなどをお気軽にご相談ください。

- ◆日時 2月17日（土）午前9時～正午
- ◆相談、問い合わせ たがみ行政手続事務所 善養寺貴洋 ☎57-3988

第5回 役場口ビーコンサーク

- ◆日時 2月23日（金）午後0時20分～40分
- ◆会場 役場1階ロビー
- ◆内容 ピアノ独奏
演奏者 古川総一さん（長岡市在住）
- ◆問い合わせ：田上町音楽を楽しむ会
高野 ☎57-6041

16mm映写会のご案内

- ◆日時 2月24日（土）午後2時～4時
- ◆会場 田上町公民館2階 入場無料
- ◆内容 「しからない時代 しかれない親」「よわむし太郎」「三びきの子ぶた」「プルートとカメのおくりもの」「ひなまつり」「ニヤン太のおたんじょうびは、火事さわぎ」
- ◆問い合わせ：相田良夫 ☎57-5086

の経元設設し土地を一律四割減歩平活済分等の担金を工農用地に提供して本事業の地に農業効果を生み出し、関係農家の成性化効果を図るとともに田上町を高めるものである。



投稿…吉沢和平（上野）

特筆すべきは、本事業に参加のセントの同意を以て県営ほ場整備事業を申請、同年十二月十一月田上郷土地改良区の經済的効果を図るとともに田上町を高めるものである。

二月正式に採択され直ちに平成三年度着工と決まる。昭和六十年田上町農業基本問題調査推進協議会を設立して啓蒙期間数年を経て、平成三年八月、九十五パーセントの同意を得て、県営ほ場整備事業を申請、同年十二月十一月田上郷土地改良区の經済的効果を図るとともに田上町を高めるものである。

本事業は耕地の立地条件を抜本的に整備し汎用化を目指す即ち、用排水路の分離と水の合理化を図る用水のパイプライン方式を採用して當農構造の改善とともに農業經營を近代化し、土地の生産性及び労働生産性を高めるものである。

◇碑文（表） 県営ほ場整備事業 新潟県知事 平山征夫
◇所在地 役場隣の田上郷土地改良区事務所前
◇碑の大きさ 120cm×270cm
◇地面より頂部まで 247cm

田上郷は一級河川信濃川沿線に展開する豊沃な低湿地耕地で、将来とも米作經營を主体とした農業地域である。

本地區の総て既整理地であるが、明治、大正と戰後間もない昭和二十四年の施工地で区画も一反割と小規模の傾向にあり、これらに対応できる耕地の再基盤整備の要望が台頭してきた。

昭和六十年田上町農業基本問題調査推進協議会を設立して啓蒙期間数年を経て、平成三年八月、九十五パーセントの同意を得て、県営ほ場整備事業を申請、同年十二月十一月田上郷土地改良区の經済的効果を図るとともに田上町を高めるものである。

21



投稿を
募集！

このコーナーでは、田上町ならではの風景・建物・季節を感じさせる植物・自然、地域で有名な人物の紹介などの写真とコメントを募集しています。投稿者の住所・氏名を明記のうえ、役場総務課までどしどこ応募ください。

Tel 959-1503 田上町大字原ヶ崎新田3070番地

このコーナーでは、田上町ならではの風景・建物・季節を感じさせる植物・自然、地域で有名な人物の紹介などの写真とコメントを募集しています。投稿者の住所・氏名を明記のうえ、役場総務課(57-6222)までどしどこ応募ください。

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222

57-6222